

# 福島県からのお知らせ

## 避難所の皆様へ

福島県災害対策本部  
平成23年4月15日（金）（第4報）

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

### 1 市町村への連絡のお願い

被災され避難している皆様に、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などをお知らせいただくようお願いしています。

連絡がお済みでない方は、お早めにご連絡ください。

なお、双葉郡にお住まいになっていた皆様は、

**『福島県被災者情報集約・双葉郡支援センター』**

へ、至急、ご連絡をお願いします。

連絡のあった方には、お住まいになっていた市町村から各種申請手続き等について連絡があります。

◇ 0120-006-865（フリーダイヤル）

【受付時間：8時00分から22時00分まで（毎日）】

※ 避難所入所者情報センター業務は、上記フリーダイヤルにお問い合わせ願います。

### 2 災害義援金について

#### （1）県に寄せられた義援金について

義援金配分委員会の決定に基づき、福島県内の次の世帯に第1回義援金の支払いを予定しています。

##### ① 配分対象世帯

ア 平成23年東北地方太平洋沖地震又はそれに伴う津波により、住家が全壊又は半壊した世帯。

イ 東京電力福島第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯（原子力災害対策特別措置法に基づき避難又は屋内退避を指示された世帯）

##### ② 配分額 対象世帯1世帯当たり 5万円

（①のア、イの両方に該当した場合でも5万円となります。）

※ 地震発生時に住んでいた市町村を通して支払われます。支払体制が整った市町村から支給が開始されます。

## (2) 日本赤十字社、中央共同募金会等に寄せられた義援金の配分について

現在詳細を確認・調整中です。詳細がわかり次第お知らせします。

【お問い合わせ先】

福島県社会福祉課：024-521-7322

### 3 住宅に関する情報について

避難している皆様の住宅対策として、県内において「応急仮設住宅の供給」「民間住宅の借上げ」「公営住宅空家の提供」の3つを実施します。

入居の募集・受付等については、避難前に居住していた市町村が行うこととしています。

お問い合わせは、避難前に居住していた市町村窓口までお願いします。

4月15日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は下記のとおりです。

市町村名	電話番号	区分	募集期間
新地町	0244-62-2113	応急仮設住宅	4月7日～15日
福島市	024-525-3757	借上げ住宅	4月7日～4月末日
白河市	0248-22-1135	応急仮設住宅 借上げ住宅	4月5日～20日
富岡町	024-946-8813	借上げ住宅	4月6日～
川内村	024-946-3378 024-946-8828	応急仮設住宅 借上げ住宅	4月7日～18日
須賀川市	0248-75-1111	応急仮設住宅	4月15日～24日
西郷村	0248-25-1117	応急仮設住宅	4月13日～20日

なお、住宅対策に係る「相談窓口」は下記のとおりです。

○相談窓口専用ダイヤル：024-521-7698

024-521-7867

【受付時間：8時30分から20時00分まで】

## 4 感染症の発生予防について

避難所では集団生活のため、インフルエンザや感染症胃腸炎（下痢・おう吐）などの感染症が流行する場合がありますので、以下のことに注意しましょう。

- (1) 食事の前、トイレの後にはこまめに手洗いやアルコール消毒（擦り込み式）をしましょう。
- (2) 咳などの症状がある方は、避難所内に流行させないため、マスクをつけましょう。  
※咳やくしゃみをするときは、ハンカチやティッシュで口と鼻を押さえる「咳エチケット」を守りましょう。
- (3) 熱っぽい、のどが痛い、咳、おう吐、下痢など体調がすぐれないときは、できるだけ早めに医師の診察を受けてください。
- (4) 特にまわりに同じような症状の方が増えているときには、医師や保健師、看護師、代表の方などに相談してください。
- (5) 子どもや高齢者では症状が現れにくいことがあります。いつもと様子が違う場合には、相談してください。

### ○インフルエンザの症状

38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などが主な症状です。

### ○感染性胃腸炎の症状

発熱、腹痛、おう吐、下痢などが主な症状です。

## 5 生活福祉資金について

生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付制度のご案内です。

- 貸付限度額：1世帯につき1回限り原則10万円以内（4人以上の世帯である場合などには20万円以内。）

お住まい又は避難している市町村の社会福祉協議会が受付窓口です。

### 【お問い合わせ先】

福島県社会福祉協議会 生活福祉資金担当：024-523-1250

福島県社会福祉課 : 024-521-7322

### 〈参考〉被災者の方の預金引き出し方法について

預金通帳（証書）、印鑑、キャッシュカードをお持ちでなくても、預金者であることを取引先金融機関で確認できれば、預金を引き出すことができます。詳しい内容は、取引先金融機関にお問い合わせください。

## 6 保健福祉に関する相談窓口のお知らせ

### (1) こころの健康に関する相談

地震後に、「不安で眠れない、夜中に目が覚める」、「考えがまとまらない、何も手につかない」、「いらいらして落ち着かない」、「体がまだ揺れているようだ」など、お困りごとがありましたら、下記相談窓口で、個別にお話をお聞きしますのでご連絡ください。

- 精神保健福祉センター                      ☎0570-064-556  
【受付時間：9時00分から17時00分まで(平日)】

- 県北保健福祉事務所                      ☎024-534-4300
- 県中保健福祉事務所                      ☎0248-75-7811
- 県南保健福祉事務所                      ☎0248-22-5649
- 会津保健福祉事務所                      ☎0242-29-5275
- 南会津保健福祉事務所                      ☎0241-63-0305
- 相双保健福祉事務所                      ☎0244-26-1132
- 郡山市保健所                              ☎024-924-2163
- いわき市保健所                              ☎0246-27-8557

【受付時間：8時30分から17時15分まで(平日)】

- 福島いのちの電話                          ☎024-536-4343  
【受付時間：10時00分から22時00分まで(土日を含む)】

### (2) 女性に関する相談全般

DV や性暴力などの女性に対する暴力や被災された女性の相談全般について、下記により電話相談を行っています。

- パープル・ホットライン(NPO 法人全国女性シェルターネット)  
☎0120-941-826

【受付時間：24時間対応】

## 7 緊急雇用創出基金事業を活用した避難者の雇用について

被災者等の雇用の場を緊急に確保するとともに、双葉郡8町村の役場機能の回復を図るため、各役場が臨時職員として直接雇用します。

○ 雇用対象者（※双葉郡8町村以外の方も対象になります。）

（1）東日本大震災や福島第1原子力発電所事故により避難し、仕事に就いていない方（ただし、休業手当又は失業給付を受けながら雇用されることはできません。）

（2）未就職卒業生、採用内定取り消し新卒者

○ 雇用期間：各町村がそれぞれ定める期間

○ 従事していただく業務内容の例

- ・ 行政機能向上のための一般事務補助、義援金の給付事務補助
- ・ 避難所でのパトロール、こどもの一時預かり、学習支援
- ・ 避難所生活者の入浴施設等への送迎、清掃、飲食の配膳 など

○ 募集方法

今後、内容が決まり次第、各町村が避難所へのチラシの配布やハローワークなどを通じて募集を行います。

### 放射線相談Q&Aシリーズ（3）

【問】テレビでは、被ばくを防ぐために、マスクをする、手を洗う、帰宅したら衣服をビニール袋に入れる、雨に濡れない方がよい、濡れた傘も洗う方がよい、など言われていますが、外出する際はどの程度の防護策を講じたらよいのでしょうか？

（答）マスクで、放射性物質を完全に防ぐことはできません。外出した際の上着は、家に入るときに軽くホコリを払う程度でよいでしょう。ビニール袋に詰めてしまう必要はありません。部屋の中に掛けておいて問題ありません。雨も、多少濡れた程度ではまったく問題ありませんが、念のために傘をさすほうが、心理的に安心が得られるでしょう。傘も玄関先に立てかけておいて問題はなりません。手を洗ったり、髪を洗ったりするのも、帰宅直後にすぐにしないといけないという訳ではありません。

◇ 放射線に関する相談

☎ 024-521-8127

【受付時間：24時間対応】

## 市町村問い合わせ先一覧

方部		一般問い合わせ用電話番号	方部		一般問い合わせ用電話番号
相 双 管 内	南相馬市	0244-22-2111	県 南 管 内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	檜葉町 ※	0242-56-2155・2156		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	024-946- 8813・8815 3379・3380		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・3383・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町 ※	0243-46-4731 ~ 4739		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-2651・2653		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
県 北 管 内	福島市	024-535-1111	会 津 管 内	磐梯町	0242-74-1211
	二本松市	0243-23-1111		猪苗代町	0242-62-2111
	伊達市	024-575-1111		会津坂下町	0242-84-1503
	本宮市	0243-33-1111		湯川村	0241-27-8800
	桑折町	024-582-2111		柳津町	0241-42-2112
	国見町	024-585-2111		三島町	0241-48-5511
	川俣町	024-566-2111		金山町	0241-54-5111
	大玉村	0243-48-3131		昭和村	0241-57-2111
県 中 管 内	郡山市	024-924-7111	南 会 津 管 内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場社 屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	檜葉町	会津美里町本郷庁舎内(会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内(郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内(郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校(埼玉県加須市騎西598-1)	
			浪江町	二本松市役所東和支所内(二本松市針道字蔵下22)	
		葛尾村	会津坂下町川西公民館内(会津坂下町大字大上字 柳ノ下甲312番地)		